

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人四極会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大分高等商業学校（以下「高商」という。）、大分経済専門学校（以下「経専」という。）、大分大学経済学部（以下「経済学部」という。）及び大分大学大学院経済学研究科（以下「経済学研究科」という。）の卒業生相互間における世代間交流などによる会員の相互研修、親睦等に関する事業を行い、高商及び経専の歴史と伝統をいまに受け継ぎ、これを将来に伝えようとしている経済学部及び経済学研究科の研究教育並びにその運営を支援し、併せて、大分県の地域経済及び我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高商、経専の良き気風の継承・伝播に関する事業
- (2) 経済学部の経済学科、経営システム学科及び地域システム学科並びに経済学研究科の教育研究に係る支援に関する事業
- (3) 経済学部及び経済学研究科の運営に対する人的、財政的支援に関する事業
- (4) 世代間交流などによる会員相互の研修、親睦に関する事業
- (5) 大分大学の他学部の同窓会と協力し、大分大学の発展に資する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、大分県において発行する大分合同新聞に掲載する方法による。

## 第3章 財産及び会計

(財産の抛出及び価額)

第6条 設立者の抛出する財産及びその価額は、次のとおり（別表第1）とする。

設立者 四極会 会長 相良 浩

現金 金300万円

(基本財産)

第7条 前条の財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産とし、止むを得ない理由によりその全部若しくは一部を処分又は担保に供する場合には、理事会及び評議員会において、議決に加わることができる理事及び評議員会の3分の2以上の決議を得なければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の種類)

第9条 この法人の会計は、一般会計、運営資金会計、母校充実基金会計及び名簿会計とする。

- 2 一般会計は、運営資金会計、母校充実基金会計及び名簿会計以外の一般的な収支に関する会計とし、会長が別に定めるところにより処理する。
- 3 運営資金会計は、一般会計及び名簿会計を補充するための会計とし、会長が別に定めるところにより処理する。
- 4 母校充実基金会計は、経済学部及び経済学研究科の教育研究等に対する支援、その充実のための会計とし、会長が別に定めるところにより処理する。

5 名簿会計は、会員名簿発行に関する会計とし、会長が別に定めるところにより処理する。

(事業計画、収支予算及び暫定予算)

第10条 この法人の事業計画、収支予算その他当該年度の運営に必要な事項については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長がこれを作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合においても同様とする。

2 関係書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

3 事業年度開始前に当該年度の収支予算が成立しない場合は、この法人の運営に関する経常的経費については、前年度の収支予算に準じて、収入し、又は支出することができる。

この場合における収入及び支出については、新たに成立した当該年度の収支予算に基づく収入及び支出とみなす。

(会計原則)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員25人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任については、評議員会において行う。

2 評議員の選任及び解任の手續に関する事項については、この定款の定めるもののほか、評議員会において別に定める。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が評議員に就任するまで、なお、評議員としての権利を有し、義務を負う。

#### 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 基本財産の処分及び基本財産からの除外の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議すべきものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 定時評議員会は、毎年度7月に1回開催し、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会に対し、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、議決に加わることができる出席評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は基本財産からの除外の承認
- (4) その他法令及びこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに当たっては、各候補者について、それぞれ第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長の指名する議事録署名2人が議長とともに、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第6章 役員等

(定数)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以内
- (2) 監事 3人以内

2 この法人に、会長1人、副会長5人、名誉会長及び相談役若干名を置く。

3 この法人に、前項に定める者のほか、常務理事3人を置くことができる。

4 第2項に定める会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「一般社団・一般財団法人法」という。)上の代表理事とし、第3項に定める常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 第3項に定めるもののほか、この法人に、必要に応じ、顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、名誉会長、相談役及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 前条第5項に定める顧問及び参与については、会長が選任し、解任する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長があらかじめ定められた順序に従い、その職務を代行する。

常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局の職員に対して事業の執行状況について報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利を有し、義務を負う。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(顧問等の職務)

第28条 顧問及び参与は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 評議員会及び理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対しては、報酬を支給しないものとする。ただし、常勤の常務理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従い、評議員会の決議を経て報酬等を支給することができる。

- 2 顧問及び参与に対しては、報酬を支給しない。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、名誉会長、相談役及び常務理事の選任及び解任

(招集)

第32条 理事会は、会長が、必要に応じ、招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順位に従い、副会長が理事会を招集する。

(決議及び決議の省略)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・一般財団法人法第197条において準用する同法第96条に定める要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事が前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会において評議員の過半数が出席し、出席した評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款第3条、第4条及び第13条の規定を変更しようとするときも適用する。

(解散)

第36条 この法人は、その目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において存する残余財産は、評議員会の決議を経て、国立大学法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 会員及び支部並びに事務局及び会報「四極」

### (会員及び支部)

第38条 この法人の会員については、理事会の決議により、別に定める。

2 この法人に、地域別及び職域別の支部を設けることができる。

3 支部は、第3条に定める目的を達成するため、この法人と密接な連携を図り、この法人の事業の円滑な遂行に資するものとする。

4 支部の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により、別に定める。

### (事務局)

第39条 この法人に、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

3 この法人に、事務局長その他の職員を置き、その身分取扱いについては、会長が別に定める。

### (書類及び帳簿の備置)

第40条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員名簿及び役員名簿並びに会員の異動に関する書類
- (3) 会計帳簿
- (4) 計算書類及び附属明細書
- (5) 前号の監査報告書
- (6) その他法令で定める書類及び帳簿

### (会報「四極」)

第41条 この法人の機関紙として、会員相互の親睦を図るため、毎年度2回、会報「四極」を発行するものとする。

ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に発行することができる。

## 第10章 補則

### (設立者)

第42条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立者 四極会 会長 相良 浩 大分市金池町2丁目7番21号

### (設立時の理事及び監事)

第43条 この法人の設立時の理事及び監事は、別表第2のとおりとする。

### (設立時の評議員)

第44条 この法人の設立時の評議員は、別表第3のとおりとする。

### (設立時の顧問及び参与)

第45条 この法人の設立時の顧問及び参与は、別表第4のとおりとする。

### (設立時の理事及び評議員の任期)

第46条 この法人の設立当初の理事及び評議員の任期は、法人設立の日から平成21年3月31日までとする。

### (設立当初の事業年度)

第47条 この法人の設立当初の事業年度は、法人設立の日から平成21年3月31日までとする。

### (剰余金の取扱)

第48条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

### (定款に定めのない事項)

第49条 この定款に定めのない事項については、一般社団・一般財団法人法その他の法令による。

### (その他)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の組織及び運営に関し必要な事項については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この法人の設立時の主たる事務所を大分市金池町2丁目7番21号に置く。
- 2 この法人の設立時の電子公告のためのインターネットホームページは、<http://www.d-b.ne.jp/shiwasu>とする。
- 3 平成28年7月2日一部改訂

別表第1 基本財産（第6条関係）

財産種別	場所・物量等
現金	金300万円

別表第2 設立時の理事及び監事（第43条関係）

代表理事（会長）	相良 浩	大分市大字永興1285番地の10
理事（副会長）	一万田 道敏	土浦市右廻2450番地の87
〃（副会長）	加藤 皓以	宝塚市青葉台2丁目5番24号
〃（副会長）	飯田 正伸	福岡市南区若久2丁目11番26号
〃（副会長）	山口 勇	大分市大字荏隈417番地の26
〃（名誉会長）	田中 康生	別府市千代町12番4号
〃（相談役）	桑原 豊	大分市大石町5丁目3番1号
〃（常務理事）	石川 公一	大分市高崎1丁目10番7号
〃	野々下 俊昭	別府市石垣西6丁目5番23号
〃	帆足 三郎	大分市千歳桃園団地6組の15
監事	品川 光	別府市山の手町17の2組
〃	大堀 敬直	大分市西大道2丁目2番50号

別表第3 設立時の評議員（第44条関係）

評議員	吉田 昴弘
〃	別府 猛
〃	品川 敏樹
〃	清澄 邦夫
〃	志賀 協郎
〃	鵜池 寛
〃	秋月 伸夫
〃	西田 靖助
〃	松尾 宗茂
〃	平井 謙次
〃	赤塚 晴彦
〃	岩切 宏海
〃	牧野 浩隆
〃	此本 英一郎
〃	末廣 一
〃	白石 英己
〃	大塚 達夫

// 西谷 昭 弘  
 // 宇都宮 鉄 男  
 // 三浦 洋 一

別表第4 設立時の顧問及び参与（第45条関係）

顧	問	下	田	憲	雄
//		武	藤	光	太
//		田	原	榮	一
//		阿	部	誠	
//		嘉	目	克	彦
//		宇	野	稔	
//		五十	嵐	副	夫
//		衛	藤	晟	一
参	与	大	槻	信	夫
//		佐	藤	博	士
//		加	藤	住	生
//		小	林	義	人
//		横	田	政	直
//		石	光	良	明
//		野	口	旦	夫
//		小手	川	力	一
//		小	出	公	照
//		茂	倉	準	一
//		松	井	邦	興
//			菅	文	作
//		田	中	淳	
//		川	上	正	英
//		河	野	喜	通
//		白	井	与	司
//		杉	崎	元	信
//		田	邊	太	
//		佐	藤	利	定
//		佐	藤	典	雄
//		二	宮	義	人
//		藤	井	義	美
//		前	川	徹	朗
//		矢	野	昌	孝
//		立	花	信	夫
//		其	田	文	雄
//		久	保	田	泰
//				泰	雄

// 二 宮 憲 夫  
// 齋 藤 実  
// 平 子 信 彦  
// 小ヶ内 和 義  
// 深 尾 和 生  
// 生 野 彰 男  
// 和 田 康 生  
// 朝 重 正  
// 荒 木 襄  
// 竹 中 保 夫  
// 中 島 克 己  
// 椋 野 建 二  
// 吉 田 恭 之  
// 与那覇 隆  
// 宮 川 一 明

以上、一般財団法人四極会を設立するため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成20年12月1日

設立者 四極会会長 相 良 浩 